

鈴鹿市告示第36号

鈴鹿市建設工事発注基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月14日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市建設工事発注基準の一部を改正する告示

鈴鹿市建設工事発注基準（平成6年鈴鹿市告示第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
1 発注基準					1 発注基準				
鈴鹿市建設業者格付要綱（平成6年鈴鹿市告示第71号。以下「要綱」という。）により格付をされた建設業者（以下「業者」という。）に対する発注基準は、次の表のとおりとする。					<u>(1)</u> 鈴鹿市建設業者格付要綱（平成6年鈴鹿市告示第71号。以下「要綱」という。）により格付をされた建設業者（以下「業者」という。）に対する発注基準は、次の表のとおりとする。				
	等級	土木工事の設計金額	建築工事の設計金額	舗装工事の設計金額		土木工事の設計金額	建築工事の設計金額	舗装工事の設計金額	
	<u>A</u>	<u>3,000万円</u>	1,500万円以上（支店は、15,000万円以上）	500万円以上（支店は、3,000万円）		<u>2,000万円</u>	1,500万円以上（支店 <u>A</u> は、10,000万円以上）	500万円以上（支店 <u>A</u> は、3,000万円）	
	<u>A</u>	<u>2,000万円</u>							
	<u>2</u>	<u>以上15,000</u>							

		万円未満					
略				略			
D	130万円を 超え500万 円未満			D	130万円を 超え500万 円未満	(設計金額は、消 費税及び地方消費 税を含む。)	
備考							
1 設計金額は、消費税及び地方消費税 を含む額とする。							
2 土木工事、建築工事及び舗装工事の うち、設計金額が130万円以下のものに ついては、全等級の業者を選定の対象 とする。				(2) 土木工事、建築工事及び舗装工事の うち、設計金額が130万円以下のものに ついては、全等級の業者を選定の対象とす る。			
2	略			2	略		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告を行う建設工事について適用し、同日前に入札の公告を行った建設工事については、なお従前の例による。